

歴史的景観の保全に関する具体的施策の運用について（お知らせ）

平成30年10月1日から、景観規制をさらに充実します！

～眺望景観創生条例の充実～

- ① 「視点場」の追加指定（11箇所）
- ② 参道その他境内地周辺の道などの「視点場」指定
- ③ 事前協議（景観デザインレビュー）制度の導入

～市街地景観整備条例・景観計画の充実～

- ④ 擁壁に関する高さ制限及びデザイン基準の明確化

日頃は、本市の景観行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全するために、景観政策を充実いたします。

- ・①②③については、平成30年10月1日以降に景観申請（※）するもの
- ・④については、平成30年10月1日以降に工事に着手するもの

景観申請を予定されている設計者・事業者等の皆様におかれましては、十分にご留意のうえ、早めにご相談いただきますようお願いいたします。

（※景観申請とは、風致地区の許可申請、美観地区等の認定申請、建造物修景地区の届出を示します。）

① 視点場の追加指定（11箇所）

以下のとおり視点場を追加し、境内や参道等の良好な眺めを守ります。

- (1) 境内の眺めを **10箇所追加（オレンジ色の寺社）**（合計 **27** 箇所に）

上賀茂神社、下鴨神社、東寺、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺、天龍寺、金閣寺、銀閣寺、龍安寺、西本願寺、二条城、京都御苑、修学院離宮、桂離宮、北野天満宮、知恩院、建仁寺、東福寺、南禅寺、大徳寺、妙心寺、相国寺、東本願寺、平安神宮

- (2) 『「しるし」への眺め』に **八坂通からの八坂ノ塔**を追加

② 参道その他境内地周辺の道などを視点場に指定

上記①(1) 下線の寺社等（**23**箇所）で、「境内地周辺の眺め」として、寺社等の周辺の道路等も視点場に指定します。

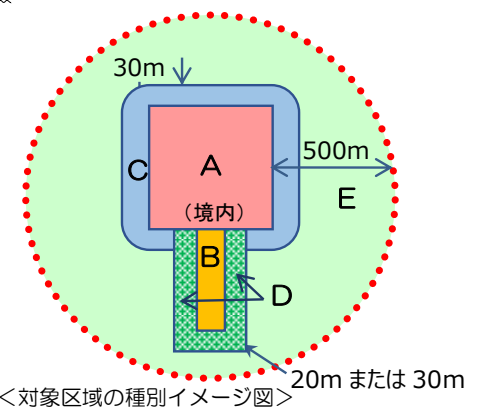


<参道等の眺めの基準のイメージ>

③ 事前協議（景観デザインレビュー）制度の導入

地域の景観特性を反映した建物等による優れた眺望景観を創出するため、構想段階における事前協議制度を導入します。上記①(1)の境内の眺め（**27**箇所）を定める境内地とその周辺で建築物等の新築等をされる場合は、**景観申請の提出の最大45日前に事前協議申出書の提出**が必要です。

対象区域の種類		建築物
A	視点場（境内）	新築，増築
B	視点場（参道等）	
C	視点場（境内）から30mの範囲	
D	近景デザイン保全区域 （参道等から20mまたは30mの範囲）	
E	近景デザイン保全区域 （境内から500mの範囲）	大規模な新築，増築 （床面積2,000㎡以上）



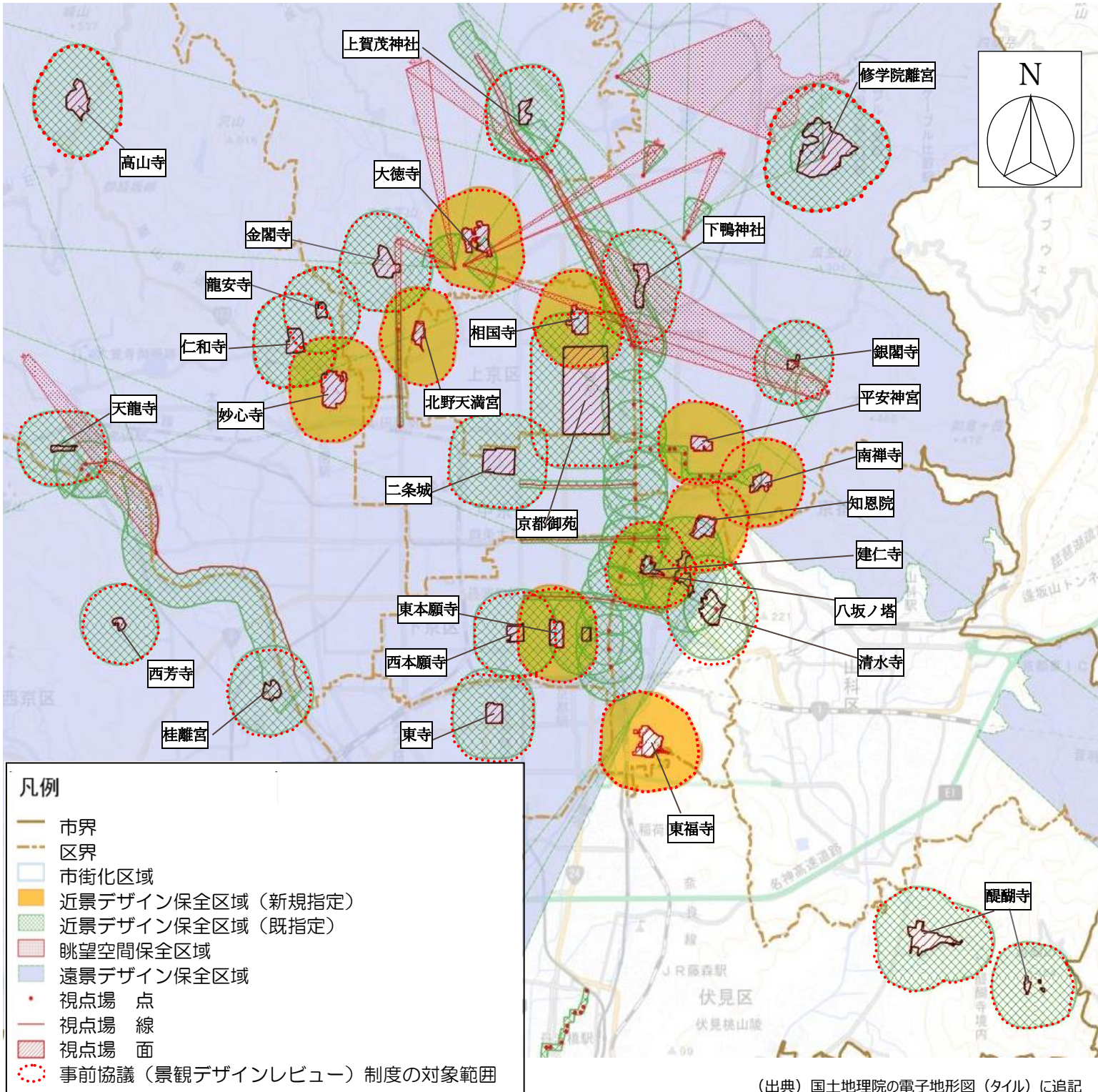
<対象区域の種類イメージ図>

※ 電柱・擁壁・柵・塀などの工作物や舗装の表層なども、事前協議の対象となるものがあります。

④ 美観地区や建造物修景地区における擁壁に関する高さ制限及びデザイン基準の明確化

美観地区や建造物修景地区における擁壁の「高さ（5m以下）」「形態意匠」「色彩」に関する詳細な基準を設けます。

<追加する視点場を含めた眺望景観保全地域の規制図>



(出典) 国土地理院の電子地形図(タイル)に追記

対象範囲の詳しい地図や基準等はホームページでもご覧いただけます。

【URL】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/0000211469html>

歴史的景観 京都市

検索

現在、景観規制の充実における詳細な内容に関する周知用リーフレット及び冊子等を作成しています。
改めて、窓口等にて配布し、ホームページに掲載する予定です。

平成30年5月発行
(発行・編集)
〒604-8571
京都市都市計画局都市景観部景観政策課
歴史的景観保全係
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-3397 FAX: 075-222-3472
京都市印刷物 第304217号

<<本事業は宿泊税を活用しています。>>